

令和 7 年 5 月

定例総会（拡大委員総会）
議 事 録

松本市農業委員会

1 日 時 令和7年5月27日（火）午後1時30分から午後3時00分

2 場 所 大会議室

3 出席委員

(1) 農業委員 25人	1 番	百瀬 泰紀	2 番	小林 節夫
	3 番	柳澤 一向	4 番	武井 茂善
	6 番	久保 節夫	7 番	松田 和久
	8 番	河西 穂高	9 番	丸山 茂実
	10 番	矢嶋 壽司	11 番	御子柴清市
	12 番	塩原 秀俊	13 番	田中 悦郎
	14 番	細江 弘光	15 番	塩原 俊昭
	16 番	松尾 英志	17 番	濱 博
	18 番	齋藤 勝幸	19 番	奥原 邦義
	20 番	倉科 孝明	21 番	塩原 至
	22 番	古畑 英俊	23 番	二村 喜子
	24 番	上條信太郎	25 番	山田 久子
	26 番	村山さえ子		

(2) 推進委員 12人	推1 番	原 弥生	推2 番	小笠原鉄夫
	推5 番	百瀬 文仁	推7 番	上杉 壽和
	推8 番	石川 克彦	推9 番	横山 竜大
	推10 番	手塚 稔幸	推12 番	横山 泰治
	推13 番	清水 麻未	推14 番	原口 知明
	推16 番	丸山 貴久	推18 番	百瀬 一郎

4 欠席委員

(1) 農業委員 1人	5 番	中川 敦		
(2) 推進委員 6人	推3 番	梶原 知子	推4 番	古家 豊和
	推6 番	赤羽 武史	推11 番	中野 浩史
	推15 番	平林 章司	推17 番	太田 稔

5 議 事（農地に関する事項）

(1) 議 案

- ア 農用地利用集積等促進計画案について意見聴取する件……………（議案第36号）
- イ 所有権の移転に関する農用地利用集積等促進計画要請の件……………（議案第37号）
- ウ 農地法第3条の規定による許可申請許可の件……………（議案第38号～第50号）
- エ 農地法第5条の規定による許可申請承認の件……………（議案第51号、第52号）
- オ 引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件…（議案第53号、第54号）

(2) 報告事項

- ア 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件
- イ 農地法第3条の3第1項の規定による届出の件
- ウ 農地法第4条の規定による届出の件
- エ 農地法第5条の規定による届出の件

6 議 事（その他農業委員会業務に関する事項）

(1) 議 案

令和6年度最適化活動の点検・評価……………（議案第55号）

(2) 報告事項

- ア 令和7年度農作業標準労賃・機械作業標準料金について
- イ 主要会務報告並びに当面の予定について

7 その他

8 出席職員	農業委員会事務局	局 長	清沢 卓子
	//	局長補佐	上條 仁
	//	係 長	草田 崇博
	//	主 任	藤井 勇太
	//	主 任	木下 麻美
	//	主 事	倉科 愛加

9 会議の成立 農業委員会等に関する法律第27条第3項により成立

10 会長あいさつ 田中会長

11 議長就任 松本市農業委員会総会会議規則第3条により田中会長が議長に就任

12 議事録署名委員の指名及び書記の任命

〔議事録署名委員〕 22番 古畑 英俊 委員

23番 二村 喜子 委員

〔書記〕 上條局長補佐、草田係長

13 会議の概要

議 長 続きまして、議案第36号 農用地利用集積等促進計画案について意見聴取する件についてを上程いたします。
事務局から説明をお願いいたします。
倉科主事。

倉科主事 農業委員会事務局の倉科です。

お配りしている別冊資料についてですが、先日委員の皆様へ送付させていただいた資料から幾つか訂正がありましたので、本日訂正版の別冊資料をご準備させていただきました。大変申し訳ございません。「差し替え」と

いう赤色のゴム印がつかれている資料をご覧ください。

それでは、議案の説明をさせていただきます。

５－（１）－ア、農用地利用集積等促進計画案について意見聴取する件、議案第３６号です。

合計のみ申し上げますので、差し替え版別冊の９ページをご覧ください。

合計、筆数３７８筆、貸付２３１人、借入れ９７人、面積６２万２，９９０．６７平米。

ナンバー１からナンバー３７３番までについては、貸借契約一括方式になります。ナンバー３７４から３７８については、耕作者のみが替わる権利移転になっておりますので、よろしくお願いいたします。

議案第３６号は以上です。

議 長

ありがとうございました。

新規就農者に対して地元の委員から説明をお願いいたします。

裏をご覧くださいまして、１番、島立、〇〇さん。

濱農業委員

〇〇さんですが、圃場から直線だと３００か４００メートルぐらいのところに自宅がありまして、借りてやるということでしたが、この借りたところが耕作放棄地で、大分おぞましいところでございまして、本人ももうそれは分かっておりまして、今年１年は開墾で終わるかなというような話をされておりました。開墾してまでもやりたいということでございますので、別段問題はないかと思えます。ぜひいい畑にしていきたいというふうに申し伝えておきました。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

それでは、〇〇さんについて、御子柴委員、お願いします。

ちょっと遅れて見えるそうです。

それでは、３番と４番、倉科委員、お願いします。

倉科農業委員

３番、〇〇さんですけれども、三郷温にお住いなんですけれども、これまでイチゴ栽培をしていた農業法人の〇〇さんで７年間勤務され、技術を学んでおりました。今回、その一部の経営を引き継いでご自身で経営されるということでございます。地域の担い手として大変期待できるかなと考えております。

それから、４番の〇〇さんですけれども、こちらが安曇の方ですけれども、お住いの場所は支所の近くということで、今回借り入れる圃場までは車で２０分程度ということで、通いにも問題ないという話でした。トマトをはじめとした野菜を栽培して、道の駅で販売したいということで話を進めておられまして、きちっと販路も用意されており、規模も適当であるかと考えます。２６歳ということで若い方でしたので、制度はあまり知らないということでしたので、認定農業者制度でありますとか、農業者年金につき

ましてもレクチャーさせていただいております。頑張ってくださいと思います。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

すみません、失礼しました。じゃ、2番の〇〇さん、矢嶋委員、お願いします。

矢嶋農業委員

〇〇さん、たまたま借りる土地が笹賀にあるということで、今現在住んでいるのは芳川ということで、村井町北というところから大体15分ぐらいで通える場所に借りた土地がございます。現在、56歳ということで、会社にお勤めしていたのですが、何か農業をやりたいということで、会社を辞めて、この土地を借りて始めたということで、若干の経験はあるようですけれども、お話を聞いていても、将来的に規模拡大して、出荷もやっていきたいということで、すごい積極的な方でしたので、この土地を中心に、農業、新規就農ということで期待をしたいというふうに考えております。

議 長

ありがとうございました。

ただいま補足説明がありました。

それぞれただいまの説明に対しまして委員の皆様から質問、意見等ありましたら、お願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

ご意見等ないようですので、ただいまから集約いたします。

農業委員の方に伺います。

議案第36号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

[全員挙手]

議 長

全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することとします。

続きまして、議案第37号 所有権の移転に関する農用地利用集積等促進計画要請の件について上程します。

事務局から説明を求めます。

上條局長補佐

議長。

議 長

上條補佐。

上條局長補佐

それでは、議案第37号について説明します。

別冊資料の１０ページご覧ください。
所有権の移転に関する農用地利用集積等促進計画要請の件について。
合計のみ申し上げます。
件数２件、筆数３筆、合計面積９，２１３平米となります。
以上、ご審議をお願いいたします。

議 長 ただいまの説明に対して委員の皆様からの質問、意見等を求めます。

[質問、意見なし]

議 長 無いようですので、集約します。
農業委員の皆さんに聞きます。
議案第３７号について、原案どおり決定することに賛成の農業委員の方の
挙手を求めます。

[全員挙手]

議 長 全員賛成ですので、本件は原案どおり決定します。
続きまして、議案第３８号から５０号 農地法第３条の規定による許可申
請許可の件、１３件について上程します。
事務局から一括説明を求めます。

上條局長補佐 議長。

議 長 上條補佐。

上條局長補佐 続きまして、農地法第３条の規定による許可申請許可の件、説明をいたし
ます。
位置図資料も別冊で用意してございますので、今後、農地転用案件の部分
も含めて、位置図と写真等をご覧になりながら、地区の農業委員さん、必
要に応じて地図に基づいて説明をお願いいたします。
それでは、総会資料１ページをご覧ください。
農地法第３条の規定による許可申請について説明いたします。
議案第３８号から４０号は、同一経営世帯内での経営承継のため、所有権
の移転をするものです。
議案第４１号、４２号は、農業経営規模拡大のため、所有権を移転するも
ののです。
２ページをお願いいたします。
議案第４３号、４４号は、新規就農のため、所有権を移転するものです。
議案第４５号は、農業経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。
議案第４６号は、新規就農のため、所有権を移転するものです。
議案第４７号は、農業経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。

議案第48号は、新規就農のため、所有権移転するものです。

3ページをお願いいたします。

議案第49号、50号は、新規就農のため、所有権を移転するものです。

新規就農者は、参考資料として4ページに記載してございます。

以上13件につきましては、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上、ご審議をお願いいたします。

議長

それでは、地元委員の意見を求めます。

議案番号38号、39号、40号、松尾委員。

松尾農業委員

38、39、40号、一括で説明いたします。

農業経営者である〇〇さんから息子さん、それからお孫さん、それから妹さんへの経営承継という形で贈与による権利移転をするものです。現地は全部田植が終わり、もう耕作されているということで、何ら問題ないというふうに思います。

以上です。

議長

41号、濱委員。

濱農業委員

場所は、位置図を見て分かるとおり、松本インターから国道158号を上高地方面へ進んだ国道の北側と南側にあります。以前から〇〇と貸借関係はありましたが、改めて農地法第3条での契約を結ぶということで、何ら問題ありません。

以上です。

議長

42号、細江委員。

細江農業委員

今の島立の議案と同じ状況です。同じ方が譲受人ということで、何ら問題ないと思います。

以上です。

議長

43、44号、塩原秀俊委員。

塩原（秀）農業委員

43号の〇〇さんですけれども、現状、もうこの方はこの農地で耕作をされていまして、きれいに丁寧にやっていますので、別段問題はないと思います。

それから、44号の〇〇さんですけれども、これは今建たっている〇〇さんの自宅と田んぼとの間にある土地で、面積が67平米ということで少なく、正直言ってそこはちょっと荒れて、草だらけになっていたもので、畑かどうかという状態は確認ができなかったのですけれども、〇〇さんのところで使ってもらうしか利用価値がない土地ということで見てきました。

以上です。

議 長 45号、矢嶋委員。

矢嶋農業委員 申請地は、場所的には笹賀の大体中心にあります〇〇から北へ向かって、旧道を少し下りて行ったところにあります。申請地は圃場整備されていて、申請地は今回買われる〇〇さんが代表を務める〇〇が借りていた土地だと思うのですが、売買で取得するという事で、合意解約して〇〇さんへ所有権移転という形なので、問題ないというふうに思います。しかしながら、〇〇さんが経営している〇〇は経営面積が非常に大きいということもあって、以前もちょっと話に出たのですが、あぜの管理がほとんどできてなという状況でございますので、本議案については問題ないと思いますけれども、その地域内の環境保全ということも含めて、ぜひそういうところの管理もしっかりやっていただきたいというふうに思っております。

以上です。

議 長 46号、河西委員。

河西農業委員 5ページの地図を見ていただけると分かりやすいかと思うのですが、当該農地は松本市と塩尻市のちょうど境、道路1本挟んで、この地図で言うと、右側がもう塩尻市というところになります。地主の〇〇さんは塩尻市在住ということで、近くに住んでいますが、そこから通われていたということです。新規就農者の〇〇さんは、その〇〇さん所有の空き家を購入して、そこに住んで、そこから通作するという予定になっています。総合的に考えて、特に問題ないかと思います。

議 長 47、48号、小笠原委員。

小笠原推進委員 本日、中川委員、ちょっと所用のため欠席されていますので、私のほうから現地確認した中でお話ししたいと思います。

47号の〇〇さんですが、この方は38歳と年齢は若く、お父さんと2人でブドウ栽培をやっておりまして、今、5,000平米ほどやっておられて、それで売る〇〇さんですが、この方は本家筋に当たる方で、年齢的にはまだ66ですが、栽培面積等をちょっと縮小したいということで、じゃこちらを譲り受けてブドウ栽培を規模拡大でやりたいということです。別にきちんとやっておりましたので、これからの将来を担う逸材かと思っておりますので、問題ないと思います。

それから、48号の〇〇さんですが、〇〇の上に県道がありまして、県道の北側に〇〇を営んでいる方でございますので、〇〇でやってらっしゃる方で、たまたま住まいが県道の南側にあるのですが、その裏がちょうど土地が空いておりますので、先日のちょっと日曜日行きましたら、マルチをか

けて、畑を手入れされていまして、そちらも新規就農ということで、これからまだ活躍していただけたらと思いますので、別に問題ないと思います。

以上です。

議 長 49号、倉科委員。

倉科農業委員 梓川梓の〇〇番3の200平米の畑です。今回、〇〇さんから〇〇にお住いの〇〇さんという方が住宅を購入することになりまして、そこに隣接する農地も併せて購入したいという希望であります。場所は梓川の〇〇のすぐ目の前が住宅で、その北側というのが畑になっております。面積的にも、自家消費ということでありましたので、特段問題ないと考えております。

以上です。

議 長 50号、塩原至委員。

塩原（至）農業委員 場所ですけれども、山形の〇〇ですか、あそこに行く途中で、波田では2番目に高い場所の畑でございます。そこへ〇〇さんという方がちょっと施設に入りまして、もう住めないということで、その宅地を〇〇さんが買うことになりました。この間、代理人と〇〇さんと3人で現場確認等いたしまして、面積的には5,952ですけれども、〇〇番地の畑の土手が20メートルばかりあります。その土手も、一応何か昔、畑という地目みたいでありまして、それがすごい面積を占めております。自家用野菜ということで、いろいろなニンニク、キュウリ、ナス、野菜全般を作るということで、問題ないかと思いますが、

以上です。

議 長 全体を通しまして質問、意見等を求めます。

[質問、意見なし]

議 長 意見等ないようですので、農地法3条の規定による案件、13件について、一括して集約します。

農業委員に聞きますが、議案第38号から50号について、原案どおり許可することに賛成の農業委員の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議 長 全員賛成ですので、本件は原案どおり許可することと決定します。

続きまして、議案第51号及び52号 農地法第5条の規定による許可申請承認の件、2件について上程します。

事務局から一括説明を求めます。

藤井主任 議長。

議長 藤井主任。

藤井主任 農業委員会事務局の藤井です。説明をいたします。
議案書の5ページをお願いいたします。
農地法第5条の規定による許可申請承認の件、説明をいたします。
議案第51号、転用目的は駐車場です。
議案第52号、転用目的は住宅です。
以上、これらの案件につきましては、内容は議案書のとおりとなります。
一般基準等の各要件を満たしていると判断しております。よろしくお願いいたします。

議長 それでは、地元委員の意見を求めます。
51号、松田委員。

松田農業委員 申請地は〇〇さんの所有地ですけれども、〇〇という〇〇があるのですが、その〇〇の中にある一角で、〇〇さんが耕作できないということで、〇〇さんのほうに贈与したいということで、〇〇さんとしても、駐車場が手狭だということで、隣に駐車場がありますので、それに含めて駐車場にしたいということでありますので、やむを得ないと判断しました。

議長 52号、小笠原委員。

小笠原推進委員 申請者は〇〇さん、〇〇さん、2人は以前から里山辺の〇〇番地に家を建築予定で話を進めてきたわけですが、祖父に当たります〇〇さん、こちらの方が今年の2月に亡くなられてしまいまして、遺産相続についてまだ話し中、まだ分割協議がなさっていないものですから、名義が亡くなられた〇〇さんのままでありまして、推定相続人であります祖母に当たります〇〇さん、それから父親の〇〇さん、母の〇〇さん、それから叔母に当たります〇〇さん、こちらの全員での申請で使用貸借権の設定された案件でございます。特に市街化調整区域になっておりますけれども、周辺は宅地がありまして、それに囲まれておりますので、特に問題ないと思います。
以上です。

議長 現地確認した委員の意見を求めます。
51号、倉科委員。

倉科農業委員 先ほど松田委員ご説明のとおりですけれども、第1種農地ではありますが、この申請地につきましては、農用地の団地の最上部で、〇〇の用地に隣接している場所ということで、ここが転用されても、ほかの農用地に影響を

与えることはまずないというふうに思いましたので、やむを得ないと考えます。

議 長 52号、奥原委員。

奥原農業委員 貸人の〇〇さんの関係ですが、先ほど説明したように、〇〇さんがおばあちゃん、〇〇さんという方が孫だそうですが、その方が住宅を建てるといことで、特に、道を挟んで反対側はブドウを栽培しているところがあるのですが、住宅地の中にある土地ですので、問題ないと見てきました。
以上です。

議 長 続きまして、2件、全体を通じまして意見、質問を求めます。

[質問、意見なし]

議 長 意見等ないようですので、農地法第5条の規定による案件、2件について集約します。

農業委員に聞きますが、議案第51号及び52号について、原案どおり承認することに賛成の農業委員の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議 長 全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することと決定します。
続きまして、議案第53号及び54号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願承認の件、2件について上程します。
事務局から一括説明を求めます。

藤井主任 議長。

議 長 藤井主任。

藤井主任 それでは、議案書の6ページをお願いいたします。
議案第53号、大村にお住いの〇〇さんが承認を受けるものです。
続きまして、議案第54号、横田にお住いの〇〇さんが承認を受けるものです。
以上になります。よろしくお願いいたします。

議 長 地元委員の意見を求めます。
53、54号、柳澤委員。

柳澤農業委員 53号について、先週の土曜日に現地に行って、〇〇さんにお会いして、いろいろ説明いただきました。その場所は、今、畑になっているのですけ

れども、その隣に新しい家が建っていきまして、どうも古い家を壊した後の宅地をこの畑に地目変換したということのようです。土は硬そうだったのですけれども、既に一部にジャガイモとか、それから長ネギを定植してありまして、畑としてきちんと使っている様子でした。

54号について、ここは2年前くらいに一度現地確認行ったと思います。田んぼは、本当に周りにはもうほとんど住宅で、外から見たら、どこに田があるか分からないと。中に入っていくと、あっ、こんなところに田んぼがあるのだという、よくそういうところでやっていると思います。既に田植は終わっていました。それから、畑のほうは、家の隣にありまして、そこは不耕起栽培をしたいということで、一応草は全部きれいに刈って、これからいろいろな野菜の苗を植え付けるといような状態で、畑として使用しているという状態でした。

以上です。

議長 全体を通じまして質問、意見を求めます。

[質問、意見なし]

議長 意見等ないようですので、引き続き農業経営を行っている旨の証明承認の件、2件について集約します。

農業委員に聞きますが、議案第53号及び54号について、原案どおり承認することに賛成の農業委員の方の挙手を求めます。

[全員挙手]

議長 全員賛成ですので、本件は原案どおり承認することとします。
続きまして、農地に関する事項の報告事項に入ります。
事務局から報告事項のアからエについて一括説明をお願いいたします。
上條補佐。

上條局長補佐 それでは、報告事項アからエについて説明いたします。
これらは書類等完備しておりましたので、事務局長専決により処理いたしました。

議案の資料の7ページからご覧ください。

7ページから8ページ、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件、11件、9ページ、農地法第3条の3第1項の規定による届出の件、11件、10ページ、農地法第4条の規定による届出の件、1件、11ページから12ページ、農地法第5条の規定による届出の件、9件。

以上となります。よろしくお願いします。

議長 ただいまの報告について委員から質問、意見等を求めます。

議長

意見等ないようですので、これらの報告事項につきましては、事務局説明のとおり承知おきをお願いします。

暫時休憩はなしとして、続けていきます。

その他農業委員会業務に関する事項から進めてまいります。

まず、議案第55号 令和6年度目標及びその達成に向けた活動の点検・評価を議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

草田係長。

草田係長

農業委員会事務局の草田です。

資料の13ページをお願いします。

令和6年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価になります。

点検・評価についてご説明いたします。

この点検・評価は、農業委員会が毎年度目標を設定し、その実施状況及び達成状況を点検・評価した上で、市や県知事等に報告することが令和4年度から全国一律で実施が求められている制度になっています。

制度の根拠となる通知につきましては、総会資料の21ページから27ページに添付してありますので、また併せてご確認ください。

農業委員会全体の評価方法について、少し説明をさせていただきたいと思います。

26ページをご覧ください。

後ほどご覧いただく別紙様式5には、農業委員会全体としての最適化活動の実施状況に対する評価結果、評語を記載していますが、その考え方を簡単にご説明いたします。

配点の詳細は、表1、表2に示されています。表1では、合計点に応じて4段階の評語がついて、表2では、成果目標ごとに5点から1点、活動目標ごとに点が配点される仕組みとなっています。

なお、成果目標は、たとえ達成率が基準に満たなかった場合でも、それぞれ最低1点ずつが加点され、合計3点となります。さらに、活動目標の2つが実施されれば、それぞれ1点ずつ加点されて、合計が5点となります。この場合、5点となりますので、上の表の1から、「目標に対して期待通りの結果が得られた」という評語がつく仕組みとなっています。

このように成果が伸び悩んだ場合でも、組織として計画的に活動を実施していれば、評価につながるというような仕組みになっています。

次のページ、27ページが推進委員等の評価の方法になっています。

こちらは、先月配付しました別紙様式3の評語に関する説明になります。

評語としては、合計15点以上で「期待通りの結果」という内容になります。

表2をご覧くださいいただければ分かると思いますが、成果目標の3項目、農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進が全て90%未満であった場合で

も、それぞれ1点ずつが加点されて3点になります。加えて、活動日数目標のうち、月当たり10日の活動目標を達成すると4点または6点、さらに月平均の活動日数が8日以上であれば8点または12点が加点されて、合計が15点以上に届くケースもあります。

このように、成果だけでなく、日々の活動に重点を置いた評価制度になっていますので、日常的な農地の見回りや声かけなどの活動が評価につながるということでご理解いただければと思います。

実際に昨年度の成果、活動についてご説明しますので、14ページをご覧ください。

I番の農業委員会の状況については、目標設定時である令和6年4月1日現在の状況を記載しています。

15ページをご覧ください。

II番の最適化活動の実施状況。

農地の集積については、管内の農地面積は7,130ヘクタール、うち集積面積は4,179ヘクタール、集積率は58.6%でした。達成状況は101%となっています。

続いて、16ページをご覧ください。

遊休農地の発生防止・解消です。

解消目標は、令和3年度に調査された遊休農地、緑区分31.4ヘクタールを5年間かけて解消するものです。昨年度の解消実績は0.6ヘクタール、達成状況は9.7%でした。また、前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消面積については、1.3ヘクタールでした。

続いて、17ページをご覧ください。

新規参入の促進です。

昨年度新規参入者への貸付け等について、同意を得た上で公表する農地面積は81件、9.1ヘクタールでした。達成状況は16.5%となっています。

続いて、18ページお願いします。

最適化活動の活動目標。

推進委員等が最適化活動を行う日数の目標は10日です。昨年度の実績についての項目はありませんが、月当たりの活動日数の平均は4.9日でした。

続いて、19ページをご覧ください。

新規参入相談会への参加です。

実績としましては、中川代理が受入れ農家として農作業体験の機会を提供するとともに、個別の就農相談にも対応していただいたということを実績としています。

これらの結果から、先ほどご説明した評語の算出方法に基づくと、昨年度の総合評価は「目標に対して期待どおりの結果が得られた」となりました。

最後に、推進委員等の点検・評価結果の人数が記載されています。

成果実績は、地域の実情や農家の意向など外的な要因に左右されやすい面があります。一方で、農地パトロールや声かけといった日常の活動は、委

員の皆さん自身の意思で取り組める大切な要素となっています。活動された際には、記録のつけ忘れがないようご留意いただいて、異常がない場合でも、活動した日は積極的に記録をお願いいたします。

次のページの事務の実施状況については、先月の総会でもご案内しておりますので、また併せてご確認ください。

それでは、ここから委員の皆様お一人一人の活動について、昨年度の取組を共有していただきたいと考えています。本日は3名の委員の方にご発表を予定しています。それぞれの地域でどのような工夫や対応をされてきたのかご紹介いただくことで、今後の活動の参考にもなればと思います。

お1人目は矢嶋委員です。

矢嶋委員は、昨年度の活動日数が特に多く、日頃どのような内容を意識して記録されていたのかをお話ししていただく予定です。

それでは、矢嶋委員、お願いします。

矢嶋農業委員

活動ということで、私たち、日々生活の中で自分たちの地域内、結構車で移動する機会が多いものです。例えば、資材足りないと言って農協へ飛んで行くときに、当然農業委員ですから、周りの農地を見ながら、遊休農地があるのかな、荒れている農地があるのかなと思いながら移動をしています。

帰りも、同じ道を帰って来るのではなくて、ちょっとコースを変えて自分の家へ帰って来るというようなことで、ほぼ毎日ということではないんですけども、週に15日くらいはあっちこっち見ながら、コースを変えたりして、そういう遊休農地、農地の見回りという形になりますけれども、そういう活動を記録して、報告しているということで、活動日数がかなり増えるのではないかなと。

例えば、市役所のこの定例総会に来るときも、自分の地区内通れば、周りを見ながら、帰りはちょっと暗くなるんであれなんですけれども、そういうのも1つの活動の記録ということでつけてもいいかなということで、以前もそういうことで農業委員会のほうからご指導があったこともありましたので、そういう形で活動記録をつけております。

以上です。

草田係長

ありがとうございました。

2人目、続いて小笠原推進委員です。小笠原推進委員からは、昨年度新規就農者に対して農地をあっせんした際の経緯や対応についてお話しいただきたいと思います。お願いします。

小笠原推進委員

私、昨年8月からこちらの仕事に就かさせていただいてまして、まだ、いろいろな内容が分からないでいるわけですが、昨年度、埼玉県の大宮から私たちの町会に移住されました男性、生活を始めた〇〇という、まだ二十八、九ですが、その青年について話をしたいと思います。

彼、まだ若いもんですから、松本へはどんな理由で来られたかと聞きまし

たら、ブドウ栽培に興味を持ちまして、ぜひ自分でブドウを作りたい。アルバイトしながら、先輩たちに栽培方法とか聞きながら、学びながら生活をしているわけですが、自分で農地を確保したいと。周囲の方々に話をしてきたところ、昨年12月に、たまたま数年前にご主人を亡くされた方が、自分はもうブドウ栽培を続けるのは難しくて、どなたかに貸してもよいという情報がありまして、ブドウ部会の青年部長さん、それから〇〇、それから貸してもよいという方と集まりまして、現地確認をしました。その結果、大概平地なものですから、機械も入るし、新たに、1,400平米ですか、デラウエアとかナイアガラ、数本がまだ残っているものですから、それが確保できて、よい結果となりまして、今後、推進委員としてもやりがいを感じた事例として報告させていただきたいと思っています。

この事例は、やはり地域の皆さんと常日頃からの付き合いがあって、コミュニケーションをちゃんとしていけば、いろいろな情報が入ってきて、こういった大切な関係づくりが重要であるということも学ばせていただいた事例の1つでございます。

以上です。

草田係長

ありがとうございました。

最後に、上杉推進委員です。上杉推進委員は、遊休農地について紹介をしたところ、二、三か所の農地について検討してみたいといった反応があったとのこと。その経緯や対応についてご紹介いただきたいと思います。お願いいたします。

上杉推進委員

笹賀地区の上杉でございます。

私も最適化推進委員になって1年たとうとしているところでございます。私の家も農家でございますけれども、私自身はちょっと長く家を離れておりましたので、自分の家の田んぼ周りで集落の中はそれでも分かりますが、笹賀地区全体となると、大きく変わったところもございまして、まずは現地確認をしようと、前任の方から頂きました地図を頼りに、くまなくとは言えませんが、ほぼほぼ巡回をさせていただきました。

感じたことですが、笹賀地区はほぼほぼ水田でございます。構造改善事業も行われておりまして、比較的平たんですけれども、中に入ってみると、意外と遊休農地や、あるいは樹木が生えているような放棄地もございました。

緑の帽子をかぶって回っていると、中にはうさんくさそうに見られることもしょっちゅうございましたけれども、その中には農業委員会の活動を分かっている農家もありまして、いろいろ教えていただきました。やはりふだんの巡回活動はとても重要だと考えております。

農協へ行った折に、農協の技術員さんとか指導員さん、そういう方からも個々の農家の少し細かいお話も聞かせていただきました。

今のところ放棄地の解消まで行った事例をつくることはなかなかできませ

んでしたけれども、二、三件相談を受けておりまして、その中で1点、皆さんから助言をいただけたらと思います事例についてお話をさせていただきます。

元は2枚の水田で、合計で14アールほどの放棄地でございます。この放棄地の隣の果樹農家に借り受けていただけないかというお話をしたところ、きれいに整地されれば借りてもいいという返事をいただきました。

この耕作放棄地の解消事業につきましては、原則借手が整備を行って、それに対する補助金が支払われる仕組みとなっております。

この放棄地につきましては、アカシアが数メートルになるほどまで放置された土地でございます。貸手の地主さんが一度更地にしようと数十万円かけて整備をされたそうですが、お金がなく、伐根まではできなかったと。そのままになっていたということで、地主さんの親戚筋の方も心配されまして、実はついこの間の日曜日に草刈り等を行っていただきました。伐根するには、やっぱり重機の作業が必要でございます。補助金以上のお金がかかって、借手も尻込みをしてしまいますけれども、この6月中旬に、どこまで整備をしたら借りていただけるかどうか、今後の方針について、借手、それから農協も踏まえまして、現地で相談することになりました。

補助金を利用して整備となると、先月のときに今年度の枠はいっぱいだというお話をお聞きしているところでございます。借手の方も、もう70近いということで、来年苗を植えないと、もう無理だというように言われております。なるべく本年度中に解決したいなというように思っております。

いずれにしても、推進委員だけではなかなか情報が入ってきません。巡回した折の農家さんからお話を聞いたり、農協に相談が来ているかどうか確認したり、情報の共有をすることによって、何とか放棄地解消に向けて頑張っていこうかなというように思っているところでございます。

以上でございます。

草田係長

ありがとうございました。

以上、3名の委員の方から日々の活動、農地の見回り、農家への声かけ、情報の共有といったことの大切さをお話いただきました。

それぞれの現場での取組をご紹介いただきましたが、活動の内容は地域ごとに異なりますが、ほかの委員の皆様にも今後の活動のヒントにしていただければと思っています。

ほかにも多かったコメントとして、農地の見回り活動を積極的に行った、新規就農者に対する相談対応や情報提供を行ったといった点が挙げられています。

これらを踏まえて、先月お配りして回収した別紙様式3の総会で出された意見につきましては、農業委員会として、「農地の見回り活動や新規就農者への相談対応、また遊休農地の解消に向けた取組を地域の実情に応じて積極的に行うことができた」と記載して、また後日、皆様に共有させていただきたいと思いますので、ご確認をお願いいたします。

以上になります。

議 長

ありがとうございました。

これ以降、全ての委員の皆様が対象で質問、ご意見等お伺いしますので、お願いします。

ただいま事務局及び3名の方から事例発表がありました。

この件に対して皆さんのほうから何か質問、意見ありましたら、お願いしたいと思います。

上條委員。

上條農業委員

今、アカシアの対策、これは簡単で、切って、ラウンドアップの原液を塗れば、もうそれで一発です。それから、小さいのは、動噴で打てば、もう簡単に枯れますので、梓川水系結構多くて、一々やり切れないから、小さいものは、もう動噴で打ちちゃいます。二、三メートル。数年たてば、もうみんな朽ち果ててしまいますし、生のものを重機を使って抜くなんていうことをしないで、なるべく下から切った、ラウンドアップを上から塗れば、もう一発で枯れちゃいます。

もうこんな太い、直径40センチの枝を切って、間違ってもスプレーで原液やったら、1本枯れちゃってえらいことしたことあるけれども、そのくらいに一発で効きますから、そんなに心配ないです。

議 長

ミニ情報でした。

我々、本当にそういう情報も必要ですし、我々、評価のために仕事しているわけじゃないっていうのが、この評価のこの項目に対する大原則で、義理と人情としようがないやっているとというのがそうなので、ぜひまたこの課長通達から法的な中で、こんなこと縛りを受けたくないね。受けたくないが、そういうことなので、今、お三方おっしゃったように、書いておいて、やっているところを見せてやろうじゃないか。一歩出れば、もう巡回の、遊休農地の発生防止・解消のところでぜひ書いてもらって、悔しかったらお役人もやってみろというところをちょっと念頭に置いて、ご理解願いたいと思います。

これ、少しその辺も割り切りながら、ぜひまた係長もおっしゃった、3名の方もおっしゃったように、そういうことでやっておりますし、今、上條委員もおっしゃったそのミニ情報はミニ情報として、ぜひまたご理解していただきたいと思います。

ほかに。よろしいですかね。

[質問、意見なし]

議 長

しようがない。よろしいっていうことで、これより採決を行います。

この案件については全委員にお伺いしますが、議案第55号について、原案どおり決定することに賛成の委員の方の挙手をお願いいたします。全員の方、お願いします。

[全員挙手]

議 長

ありがとうございました。

全員賛成ですので、本件は原案どおり決定することといたします。

次に、報告事項ア、令和7年度農作業標準労賃・機械作業標準料金についてに入ります。

事務局の説明をお願いいたします。

木下主任。

木下主任

28ページをご覧ください。

令和7年度農作業標準労賃・機械作業標準料金についてご説明したいと思います。

こちら、JAハイランドとあづみから関係資料をご提供いただきました。29ページと30ページの資料になっております。こちらは地域の農業者からお問合せの際に、参考としてご活用ください。

ただ、こちらの資料ですが、あくまで目安としてお示しするものなので、現場で適用する際は、当事者同士で決めていただくことが原則となります。

なお、この農作業標準労賃ですが、令和7年度、令和6年度に比べまして3%アップしているような状況です。長野県の最低賃金が998円であるため、これを下回らないと最後に書かれております。

以上になります。

議 長

ありがとうございました。

ただいま事務局から説明がありました。

これより質疑を行います。発言のある委員の方は挙手をお願いいたします。

[質問、意見なし]

議 長

そもそも言い出せば切りがないが、それぞれ質問、意見、また今、木下さんもおっしゃったように、それぞれ当事者間というか、その辺の流れの中で行っていらっしゃいますけれども、協定といいますか、参考資料として、またそれぞれご活用を願います。

なければ、本件についてはただいまの説明のとおりですので、ご承知おきをお願いします。

次に、報告事項のイ、主要会務報告並びに当面の予定についてに入ります。事務局の説明をお願いします。

草田係長。

草田係長

それでは、31ページお願いします。

主要会務報告並びに当面の予定についてです。

5月14日ですが、正副議長就任祝賀会に会長に出席をしていただきまし

た。

5月21日、農地転用の現地調査に奥原委員と倉科委員に対応をしていただきました。

本日、総会の後に各委員会が予定されています。該当の方は出席をお願いいたします。

32ページお願いします。

当面の予定です。

5月28日、全国農業委員会会長大会、長野県選出国會議員への要請懇談会が東京で開催され、会長に出席をしていただきます。

29日から30日、長野県19市農業委員会協議会通常総会が中野市で開催され、会長と事務局長が出席をします。

6月3日、第19回定期理事会、市町村農業委員会長及び事務局長合同会議が浅間温泉文化センターで開催され、会長と事務局長が出席をします。

13日、県農業者年金推進協議会代議員総会と常設審議会が長野市で開催され、会長が出席されます。

16日、長野県農業委員会女性協議会松本支部定期総会及び研修会が松筑建設会館で午後1時半から開催されます。女性委員の方に出席をお願いしています。

20日、長野県農業会議第10回通常総会に会長に出席をしていただきます。

23日、農地転用現地調査は、塩原委員と古畑委員となっていますが、変更があり、山田委員と古畑委員となっています。よろしくお願いします。

30日に総会の予定ですので、お願いいたします。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

ただいま事務局から説明がありました。

発言のある委員の方はお願いします。

[質問、意見なし]

議 長

なければ、本件についてはただいまの説明のとおりですので、ご承知おきを願います。

以上で報告事項は終了しました。

続きまして、その他の項目に入ります。

農業農村支援センターから情報提供をお願いします。

草田係長。

草田係長

すごくスムーズに議事が進行しまして、ご担当の方がまだお見えになっていないので、資料をご確認いただきたいと思います。

議 長

ちょっと時間調整してもらって、水と農地の関係について上條さん、それ

でＪＡの動きについて古畑さんと二村さんから一言ずつコメントをいただきます。

上條農業委員 土地と水。

議 長 はい。２分くらい。

上條農業委員 実は今日、梓川の会報の原稿を書いてまいりました。一応その中の趣旨をお話ししますけれども、水の大切さについて書いたつもりであります。

これ、東山も共通しておりますけれども、とりわけ私の地元であります梓川土地改良区は、水源が槍ヶ岳、それで上高地を回って、そして治水・利水的には東京電力の３つのダム、ここに諏訪湖に配分の水を蓄えて、それから農業用水の供給のために安定的に計画的に水を配水しているということであります。

冬はこの水が７トンぐらいまで毎秒減りますけれども、現在はちょっと雨降ると、３０トン、４０トン、５０トンということで、私、さっき田んぼを回って来るって矢嶋さんの意見がありましたけれども、私はもう梓川を渡るときにはすぐに水量を見て、水が今安定的に入っているか、それからせんだっても奈川に行きましたけれども、一番上の奈川ダムのほうは今、満杯の状態です。本来ならばこの時期、水田への水の供給がすごく多くて、水が減るんですけれども、今年は本当に積雪にも恵まれて、十分な状態が当面というよりも、ちょっと最近ないくらいの安定的に安心して水の供給ができるということでもあります。

ついでには、先人が大変苦勞して東京電力の招致をして、梓川の暴れ川が収まりました。同時に、水の貯水、それから治水・利水ができるようになって、このことによって、南は塩尻、北は穂高までの新たな農地の開発も進んで、洗馬のほうのレタスとか、それから上流部、左岸側ですね、豊かな果樹地帯が生まれたと。昔はもう桑畑で、林であったところが、水によって農業が一変するということで、先人の苦勞を今後、我々がですね、改良区の仕事としても、それを肝に銘じて、しっかり後世にこの歴史と水の大切さを伝えていかなきゃいけないということでもあります。

最後になりますけれども、この水を取水するため国営二期事業はせんだって終わりましたけれども、今度、国営三期というのが２６７億円ですかね、で始まります。これは、この造ったもの、それから今まで維持してきた水路を本当に末代まで安定的な水の供給のために維持していく事業でありまして、国営事業でありますので、極めて農家の負担は低くなります。事業費の１２分の１でありますけれども、今後３５年ぐらいにわたってその事業の負担分に相当する。１０アール約１，０００円になりますけれども、その負担をお願いしていくということで、槍ヶ岳から下りて来る大切な水を皆さん方の水田、畑、それから家庭の前に流れている川へ安定的に供給ができるということを今日、文章にちょっと書いてお願いしたところでもあります。

そんなところで、改良区の事業は今進んでおりますので、またご理解のほうをよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

議長

ありがとうございました。シナリオどおり。

古畑さんと二村さん、今、JA何やっているかというのをちょっと話をしてください。

古畑農業委員

すみません、松本ハイランドの代表で出てきていますけれども、急に振られて、何を言っているのかよく分かりませんが、JA松本ハイランドも、令和7年、8年、9年と3か年計画ということで立ててやっております。それに付随する農業振興の関係も、補助するような形のプランに、令和虹プランと言いますが、そういうもので農業の意欲を継続してやっていけるようにという形の中で、農業機械の関係では、購入費の最大1割ですけれども、件数が多ければ、やっぱりそれ、予算の中の2,000万円の中で案分という形になりますけれども、そのような形で、農業機械等も結構売れています。

それから、品目についてですが、令和虹プランにおいては、品目誘導というふうな形で振興を深めています。田んぼでは、コシ一辺倒ではなく、風さやか作付を3年間で増やしていった場合には、1反歩当たり幾らという形で出しておりますし、またリンゴも、ふじ一辺倒でなくて、中生種、わせ、その他にシフトすることによって、若干なり助成をするという形の中で、品目誘導型の農業を推進しているところであります。

この5月28日、明日ですけれども、明日、その総代会があります。リンゴ等の関係もありますけれども、この総代会に付議して、認可をもらえれば、自分らの活動も前に進めてまいりますということでもありますし、もう一点ですけれども、今、田中組合長さんがお墨つきではないんですけれども、支所共同活動という形の中で、支所ごとの農業に対する思いを形にしていこうという形でやっています。

子供を含めた食育の関係もありますけれども、本年、和田のほうで草刈りの関係で、手の空いている方に呼びかけて、草刈りを助成してもらうというか、手伝ってもらうというような取組もしてきていますので、その点もご承知おきいただいて、また各地区で理事さんたち、いろいろ考えてくれておりますので、よろしくお願いしたいと、そんなところです。

議長

ありがとうございました。

二村委員、分かる範囲で、あづみ農協の。

二村農業委員

先日ですが、私、JAあづみの関係する会議には出させていただいているので、JAあづみの常勤の役員と、それから安曇野市の農業委員会長と、それから部長さんに言って、ちょっと会議に呼んでいただきました。

そこで、やっぱり田畑を守っていくにはというふうな議題、1つの議題が

ありまして、その中で、やっぱり安曇野はいっぱい、来たいという人が今、すごくたくさんいるんだけれども、農業をやるといっても、本当に断っているようなケースもあって、今、いろいろドローンを使って、いろいろ工夫して、少しでも省力化して農業をしたいって、機械もいろいろ使ってやればどうかって、いろいろ実験をしたり、それと呼んで見せたりすると、まず農薬使っちゃいけないと、それとうるさいって、何かそんなことがすごく今、大変になっちゃったというお話を聞きました。

来ていただいて本当にうれしいんだけど、やっぱりそういうところも理解していただかなきゃいけないということがうんと増えてしまったんだというお話を聞いて、やっぱり時代といいますか、あっ、そんなことあるんだなって。ただ、みんな農業は大事だっていうふうに思ったださるので、これからいろいろ対策していきたいというふうに言っていました。

それから、梓川の上の段は果樹地帯なんですけど、そこが本当に高齢化で、果樹ってやっぱり手がかかるもんですから、たくさん作れない。そんな中で、里親、新規就農の里親制度とか、それからまた梓川は特別に50歳過ぎても里親できるような、そんなことで松本市から言っていただきまして、今年も2人来ていただいて、それで何か明るいなっていうふうに思っています。

地域はやっぱり新しい風が吹くと、本当にいいなっていうふうに思っているんで、これからもできることを一生懸命みんなで作っていければいいなというふうに思っています。

以上です。

議 長

ありがとうございます。

それでは、最後の情報提供ということで、久保さん、奥原さん、齋藤さん、ちょっと今、現状、有害鳥というか、その動きだけちょっとお三方から一言ずつ。

久保農業委員

四賀では今のところ、何とか止まりになっていますけれども、ただ、前回の中で、長野市、旧中條村にある長野市が何億円もかけて造ってという、括弧して大分赤字らしいということは聞いていますが、一度視察に行こうということまでの話はできております。

以上です。

議 長

一言ずつ。

奥原農業委員

奈川地区では、とにかく猿の群れが、今、50くらいのが4つくらいいます。昨日、おとといも鹿を1頭、年が明けてから今年で鹿は4頭ばかり捕獲しています。とにかくそういうことが多過ぎて、とにかく駆除する方が非常に少なく、今、大体わなで捕ってはいるんですが、おりにはほとんど今、入らない状況です。

ですから、もう電気柵も、うちも相当毎日見回りして、もう空いている人

はどんどんと見て回ってしてもらって、今、また地区でも、それなりきに
またもう一段上げようとか、ネットを張ろうかといろいろ苦労している
んですが、こればかりはもう、取りあえず今、猿はちょっと潜んでいる
感じですね。作物が出来上がるまで待っているみたいな感じ。非常に憎た
らしい群れが今にやって来ると思うんですが、人間の戦争と一緒にですね。

昨日、おとといも1頭捕獲して、雄の大体、角が両方とも折れていました、
どこからか。それで、10センチぐらいのところで折れていましたけれど
も、とにかく駆除も大変です、穴掘っていけるだけでも。そういう作業も、
猟友会の方が大分掘ってくれていますけれども、地元ではもうとにかく運
んで、そこに入れるまでが大変は大変ですね、いろいろと。山は山で大変
ですね。余談になります。

議 長 齋藤さん。

齋藤農業委員 今、猿が、獣害の話が出ましたが、その関係です。私はたまたま安曇、ま
たちちょっと離れた八景山という、梓川地域の八景山というところで家庭菜
園をやっております、農政課のほうへ例の獣害の補助申請のことを聞き
ましたら、中山間地は1軒でも優先で申請してもいいということになりま
して、そのことを私、問い合わせました。梓川地区の件も問い合わせまし
たら、周りの住民が畑を作っている人いますかと言ったら、もういなくな
ってしまって、私のうちでしか畑がやっているところがないと言いました
ら、それでも補助の対象になりますので、申請してくださいと言われまし
て、昨日補助決定通知も来ました。大変親切に農政課のほうが働いてくれ
て、大変ありがとうございましたと言っておきました。

以上であります。

議 長 ありがとうございます。

突然のご指名で、それぞれの立場立場で項目、それぞれ情報提供してい
たきました。ありがとうございます。

続きまして、事務局から連絡事項お願いします。

草田係長 本日欠席の委員の資料につきましては、各地区でお持ち帰りいただき、会
議結果と併せておつなぎいただくようお願いします。

また、該当地区の委員さんには事前に配付しました農地法関係の書類原本
ですが、机の上にそのまま置いていってください。

最後に、お車でお越しの委員の方は、市役所駐車場の無料認証をしてくだ
さい。

あと、本日お配りしました農業農村支援センターからの情報提供ですが、
まだ見えていけませんので、資料には熱中症の対応等が記載してありますの
で、また各自お読みいただいて、ご確認いただきたいと思います。

この後、各委員会がありますので、お願いいたします。

議長 その他、全体を通じまして皆様のほうから何かありましたら、発言をお願いします。
倉科委員。

倉科農業委員 すみません、遊休農地のパトロールの関係ですけれども、今ちょっと梓川の地域は、以前から農家組合長会の中の農地部会の方たちと一緒に現地を確認して回っているんですけれども、農家組合のほうからちょっと要請が来ておりまして、例年８月にパトロールを実施しているんですけれども、非常に暑い中でやらなきゃいけないということで、７月の早い段階でやれないかということ言われております。

お聞きしたいことは、そうなった場合に、前倒しでそのパトロールに必要な調査書といいますか、地図ですとか、そういったものの用意をしてもらえるかどうか。ちょっとそういったところを受けて、梓川のほうの支援センターを通じて、農家組合長会のほうとちょっと協議をしないといけないものですから、ちょっとそのあたり、感触が分かれば教えていただければと思います。

議長 はい。

木下主任 お答えいたします。
ほかのところからも、やはり８月は暑いということで、前倒しで７月上旬とか早い段階でやりたいという要望もあるので、昨年度もそうだったんですが、早くご連絡いただければ、７月の中旬にできるように、地図とか、農地一覧とか資料のご用意できますので、今５月ですので、もう６月から入って、もう調整できるのであれば、日程決まっているのであれば、それに合わせてご用意するようにいたします。

ただ、ブロック会議の後、また農パトの会議を多分地域でやる場合はやって、その後農パトという、会は何回か段取りがあるので、その日程を、地域でやらないところもあるんですけれども、調整がちょっと地域によって違うので、調整だけお願いできれば、資料の用意できますので、お願いします。

倉科農業委員 ありがとうございます。

そうしましたら、西部ブロックも６月９日にブロック会議予定しているということで、今、ブロック長のほうで調整していただいたんですけれども、この中で、農地パトロールに必要な、委員さんたち、初めての方もいらっしゃると思いますので、その目合わせ的なところの話とか、タブレットの使い方の部分も、そのブロック会議のときにやっていただけますかね。

木下主任 はい、可能です。農地部会の方とは別に、例年、一緒に梓川営農支援センターですかね、集まってやられているみたいなので、それも併せてでしょうか。それとは別でしょうか。

倉科農業委員 すみません、ブロック会議は農業委員と推進委員だけです。梓川のほうの地域営農支援センターと言うんですかね。そちらのほうの会議は会議で、別にいつもやっていただいたと思います。

木下主任 分かりました。ブロック会議のときには、新しい委員さんにやはりタブレットで現地確認等をするやり方とかも全てお伝えしたいと思います。

武井農業委員 関連でいいですか。

議 長 ちょっと待ってください。
 そういうことでいいですか、倉科委員。

倉科農業委員 はい。

議 長 そういうことで、コンタクトを取りながら、日程ありきじゃないので、実施ありきだから、その辺も融通して。
 武井委員、お願いします。

武井農業委員 関連ですけれども、調査書が来るわけですね、また。タブレットへ入力するとともにペーパーでも。ペーパーは先に欲しいですよ。

木下主任 はい。

武井農業委員 できれば、北東部ブロックも6月24日にブロック会議やりますけれども、そのときに北東部ブロック分用意していただければありがたいですけれども。

木下主任 はい、分かりました。参加されるメンバーの方全員分、要確認農地一覧のご用意でよろしいでしょうか。

武井農業委員 要は、タブレットも入力するけれども、ペーパーにもまた入力しなきゃいけないんですよ。

木下主任 はい。

武井農業委員 何かちょっとこれ、よく理解できないんですけども、タブレットだけにしてくれば楽でいいんですけども、要確認一覧のペーパーにも記入するんですね。

木下主任 タブレットだけでも問題ないんですけれども、タブレットに載らない筆が幾つかあるので、それを併せたものをペーパーでお渡ししています。

議 長 ここで細かいこと話しても何ですので、ペーパーについては、それぞれ事務局と調整してください。

武井農業委員 またよろしくお願いします。

議 長 はい。またご理解いただいて、メインの仕事になってまいりますので、いよいよ8月に向けて。それぞれ都合あると思いますが。
ほかに。
はい。

二村農業委員 タブレット、去年暑くて使えなくなっちゃったんですよ。だから、どうしても地図とか、デジタルじゃない、もうアナログもないと、本当に途中でまたよかったんですけども、途中暑くて、写真も撮れなくなっちゃって、中に全部タブレットに入れておいたんですけども、見れなくなっちゃったから。

議 長 そこら辺、事務局と話をしてください。パズル解くようなもんだで、そこね。お願いします。
ほかに全体を通して何か皆さんのほうからあったら。
よろしいですかね。

[質問、意見なし]

議 長 以上で案件は全て終了しました。
スムーズな進行、ご協力ありがとうございました。
議長を退任させていただきます。
ご協力ありがとうございました。

14 閉 会

以上この議事録が正確であることを証します。

松本市農業委員会

農業委員会会長 _____

議事録署名人 22番 _____

議事録署名人 23番 _____